

宮城県私立高等学校等専攻科修学支援金補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、私立高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科（以下「高等学校等専攻科」という。）における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、県内に高等学校等専攻科を設置する学校法人（以下「学校法人」という。）に対し、予算の範囲内で、宮城県私立高等学校等専攻科修学支援金補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第2 補助対象経費は、知事が別に定める要件に基づき宮城県私立高等学校等専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）の支給を受ける資格を有することについて知事の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）に対して支給される専攻科支援金を受給権者に代わって学校法人が受領し、当該受給権者の授業料に充当する（以下「代理受領」という。）ために必要な額とし、その額は、毎年度、各受給権者について、次項に定める専攻科支援金の額を各対象校に在籍するすべての受給権者について合算した額とする。

2 補助金の算定対象となる専攻科支援金は、受給権者がその初日において当該認定に係る高等学校等専攻科に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、一月につき、別表の「補助対象額」欄（補助対象上限額を超える場合にあっては、「補助対象上限額」欄）の額とする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金等交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日までとする。

(交付の変更)

第4 学校法人は、第4第1項の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第2号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を得なければならない。

(実績報告)

第5 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書の様式は、別記様式第3号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日までとする。

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めたときは、規則第15条ただし書の規定に基づき概算払により交付することがある。

2 概算払で交付を受けようとする者は、別記様式第4号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月5日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年6月9日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(別 表)

区分	保護者等の所得要件	補助対象額	補助対象上限額
区分1	生計維持者の算定基準額が100円未満である者	高等学校等専攻科の授業料の月額に相当する額	月額35,600円 (通信制課程の場合は月額12,100円)
区分2	生計維持者の算定基準額が51,300円未満である者 (区分1に該当する者を除く。)	高等学校等専攻科の授業料の月額に相当する額の1/2	月額17,800円 (通信制課程の場合は月額6,050円)
多子世帯	所得制限なし	高等学校等専攻科の授業料の月額に相当する額	月額35,600円 (通信制課程の場合は月額12,100円)

※令和4年7月支給分以降は、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒本人が早生まれであり、特定扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合（生計維持者が当該早生まれの生徒を自己の地方税法第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族とする場合に限る。）は、当該早生まれの生徒等の判定に用いる課税所得額（課税標準額）から12万円（特定扶養控除と扶養控除の差に相当する額）を減じることとする。この場合の算式は以下の通り。

【算式】（市町村民税の所得割の課税所得額（課税標準額）－12万円）×6%－調整控除の額

ここでいう生計維持者とは、生徒に父母がいる場合は当該父母とし、生徒に父母がない場合又は生徒が次に掲げる者である場合は当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）とする。なお、独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金制度における生計維持者と同様の取り扱いとする。

ア　満十八歳となる日の前日において児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者

イ　満十八歳となる日の前日において児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三

第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

ウ　満十八歳となる日の前日において児童福祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

エ　イ又はウに掲げる者に準ずるものとして適切と認められる者

様式第1号

文 書 番 号
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

法人等所在地

法 人 等 名

代 表 者 名

令和 年度宮城県私立高等学校等専攻科修学支援金補助金交付申請書

標記補助金について、下記のとおり交付されるよう、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）第3条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付対象期間 令和 年 月 ~ 令和 年 月

2 交付申請額 _____ 円

[所 属:]
[職・氏名:]
[電話番号:]
[電子メール:]

様式第2号

文 書 番 号
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

法人等所在地

法 人 等 名

代 表 者 名

令和 年度宮城県私立高等学校等専攻科修学支援金補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け宮城県（私公）指令第 号で交付決定を受けた令和 年度宮城県私立高等学校等専攻科修学支援金補助金について、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更してくださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 交付対象期間 令和 年 月 ～ 令和 年 月

2 既交付決定額 _____ 円

3 変更交付申請額 _____ 円

4 差額（3-2） _____ 円

[所 属：]

[職・氏名：]

[電話番号：]

[電子メール：]

様式第3号

文 書 番 号
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

法人等所在地
法 人 等 名
代 表 者 名

令和 年度宮城県私立高等学校等専攻科修学支援金補助金に係る実績報告書

令和 年 月 日付け宮城県（私公）指令第 号で交付決定を受けた令和 年度宮城県私立高等学校等専攻科修学支援金補助金の実績について、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 交付対象期間 令和 年 月 ~ 令和 年 月

2 交付決定額 _____ 円

3 実績額 _____ 円

4 不用額（2-3） _____ 円

（不足額）

[所 属：]
[職・氏名：
[電話番号：
[電子メール：

様式第4号

文 書 番 号
令和 年 月 日

宮城県知事 殿

法人等所在地

法 人 等 名

代 表 者 名

令和 年度宮城県私立高等学校等専攻科修学支援金補助金概算払請求書

令和 年度宮城県私立高等学校等専攻科修学支援金補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

1 概算払が必要な理由

2 請求金額 一金 _____ 円

ただし、令和 年 月 日付け宮城県（私公）指令第 号に基づく補助金として

(内訳) 学校名 ① () _____ 円
② () _____ 円

口 座 振 替

交付決定額	
内 訳	既受領額
	今回請求額
	残額

銀行名	
預金種類	
口座番号	
ふりがな 口座名義	

[所 属 :]

[職・氏名 :]

[電話番号 :]

[電子メール :]